**様式５　計画変更確認申請チェックシート**

|  |  |
| --- | --- |
| 本市使用欄 | 受付者：　　　　　　　 |
| いずれかにレを記入 | □ | 計画通知（本市が建築主のものに限る。）のため「手数料免除受付チェックリスト」の添付を確認した。 |
| □ | 変更内容を図面等で確認した上で、様式３、様式６と照合して手数料を確認した。 |
| □ | 上記の手数料について、必要手数料の**QRコードを交付する際に**、別の担当者によるダブルチェックを受けた。（チェック者名：　　　　　　　　　） |
| □ | 担当者決定後、手数料受領簿に必要事項を入力し、別の担当者によるダブルチェックを受けた。（**原則として受付当日中に入力**）（チェック者名：　　　　　　　　　） |

|  |  |
| --- | --- |
| **建築基準関係規定などに基づき下記事項を****確認しました。** | 設計者又は代理人氏名㊞　　 |

計画変更確認申請提出前に下記項目について内容確認の上、各チェックボックスにレを記入して下さい。

下記事項が確認されていることを前提に受理時の審査を行います。

**１　提出書類・図書【規則第１条の３第８項による】**

（１）当該計画の変更に係る直前の確認を建築主事から受けている場合

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 必要書類・図書 | 確認事項 |
| □ | 変更に係る部分の申請書および添付図書 | 添付図書は変更に係る部分のみ添付し、変更部分を朱書き等で明示すること。※受付チェックシートは様式１－１～様式４、様式7のうち必要な様式を添付。 |

（２）当該計画の変更に係る直前の確認を指定確認検査機関から受けている場合

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 必要書類・図書 | 確認事項 |
| □ | 規則1条の3第1項から第7項による申請書および添付図書 | ※受付チェックシートは様式１－１～様式４、様式7のうち必要な様式を添付。 |
| □ | 直前の確認に要した図書 | 変更に係る部分のみ添付し、変更部分を朱書き等で明示すること。 |

**２　申請書および添付図書【下欄のほか様式1-1、1-2、2、4のうち必要な様式もチェックして下さい】**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 適用 | 確認事項 |
| □ | 計画変更確認申請書 | 申請書第一面が規則第四号様式によるものになっている。 |
| □ | 申請書第一面の記載内容が変更係る直前の申請書と整合している。 |
| □ | 建築主が変更される場合は、名義変更届を提出する。 |

**３　計画変更確認申請手数料の算定について**

以下の様式を添付して下さい。

様式３　確認申請手数料算定表

様式６　計画変更に伴う手数料算定基準床面積

**様式６　計画変更に伴う手数料算定基準床面積**

※施行規則第3条の2（計画の変更に係る確認を要しない軽微な変更）に該当する場合を除きます。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 　 | 変更の内容 | 面積算定の内容（建築面積及び水平投影面積を床面積とみなす。） | 床面積（㎡） |
| 一 | 敷地に接する道路の幅員、敷地が接する部分の長さ、敷地面積、敷地境界線又は敷地内における建築物の位置の変更 | 申請に係る建築物の建築面積 | 一 | 　 |
|
|
| 二 | 建築面積の変更 | 変更される建築面積 | 二 |  |
| 三 | 高さ又は階数の変更 | 高さが変更される部分の床面積又は変更される階の床面積 | 三 |  |
| 　 |
| 四 | 床の変更 | 変更される部分の床面積 | 四 |  |
| 五 | 階段の変更 | 変更される部分の水平投影面積 | 五 |  |
| 六 | 柱の変更 | 当該変更に係る柱にあっては当該階の支配面積 | 六 |  |
|
| はり又はけたの変更 | 当該変更に係るはり又はけたあってはスパンの1/2の床面積 |
|
| 七 | 壁の変更 | 当該壁のある室の床面積に当該室の壁全体の長さに占める変更される壁の長さの割合を乗じた面積 | 七 |  |
|
|
| 八 | 屋根、軒、軒裏、ひさし又は天井の変更 | 変更される部分の水平投影面積 | 八 |  |
| 九 | 開口部の変更 | 変更される開口部の面積 | 九 |  |
| 十 | 土台、基礎又は基礎ぐいの変更 | 土台、布基礎又はこれに類する基礎にあっては第七号の壁に準じ、その他の基礎又は基礎ぐいにあっては第六号の柱に準じて算出された面積 | 十 |  |
|
|
|
| 十一 | 小屋組の変更 | 変更される小屋組に囲まれる部分の水平投影面積 | 十一 |  |
| 十二 | 斜材 | 変更される部分の水平投影面積（ただし、壁に含まれる場合は第七号の壁に準じる） | 十二 |  |
|
| 十三 | 建築設備の変更 | 避雷設備 | 変更される開口部（排煙窓）の面積・排煙機の新設は1基につき30㎡ | 十三 |  |
| 非常用照明 | 予備電源 |
| 避雷設備 | 避雷設備の新設 |
| 避雷方式の変更 |
| ｱ |  | 一～十三の床面積の合計 | ｱ | 　 |
| ｲ | 一～十三号に掲げる変更以外のもの（防火性能に係る材料又は構造） | 変更に係る部分の床面積の合計が30㎡以下として扱う。 | ｲ | 　 |
| ただし、一～十三に該当するものがある場合は算入しない。 |
| A | 　 | ア＋イの面積（変更前の床面積を超える場合はその面積）の２分の１ | A | 　 |
|
| B | 床面積の増加 | 床面積の増加する部分の面積 | B |  |
| C | 用途変更 | 用途変更される部分の床面積の２分の１ | C |  |
|  | 手数料算定床面積（A+B+C） |  |
| 　 | 手　数　料 |  |